

江田島市商工業等振興資金補助金交付要綱

平成31年4月5日

(趣旨)

第1条 この要綱は、商工業等の資本整備を図り、商工業経営の近代化を推進するため、江田島市商工会の会員（以下「会員」という。）が商工業経営の改善に必要な施設の取得等を借入資金により行う場合に、予算の範囲内において江田島市商工業等振興資金補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、江田島市補助金等交付規則（平成16年江田島市規則第50号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(補助金交付の対象)

第2条 この要綱の規定による補助金の交付の対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市に事業所を有する会員であること。ただし、会員であっても風俗営業又は性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項に規定するものをいう。）の用に供するもの及び農林水産業のうち生産のための借入れに係るものを除く。
- (2) 申請する借入資金が、市の他の類似の補助金等の交付を受けた事業に該当しないものであること。
- (3) 前年度以前の市税を滞納していないこと。

2 この要綱において「借入資金」とは、江田島市商工会が窓口となって金融機関から借り入れる設備資金及び運転資金をいう。

(補助率及び限度額)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる借入資金に対する補助率は、実質借入利率（当該利率が1パーセントを超える場合は1パーセント）とする。

2 補助金の額は、原則として、設備資金30万円、運転資金15万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付を希望する者(以下「交付申請者」という。)は、商工業等振興資金補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添え、江田島市商工会を經由して、融資が実行された日から3か月以内に提出しなければならない。

(1) 融資機関の貸付決定書(写し)

(2) 江田島市商工業等振興資金補助金交付に関する商工会の意見書(様式第2号)

(3) 委任状(様式第3号)

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、書類の審査を行い、適当と認めるときは、商工業等振興資金補助金交付決定通知書(様式第4号)を交付申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第6条 規則第15条の規定にかかわらず、第4条各号に掲げる書類の提出をもって、規則第15条の実績報告書に代えるものとする。

(補助金の請求)

第7条 第5条の規定により交付決定を受けた者は、同条の通知書を受領した日から起算して15日以内に、商工業等振興資金補助金請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第8条 市長は、第5条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 補助金の交付目的、決定通知に付した条件その他市長の指

示に違反したとき。

(2) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、補助事業の執行について不正の行為があったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この要綱に違反したとき。

(融資状況の報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、融資状況報告書(様式第6号)により、融資機関に対し、交付決定者への融資状況の報告を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式 略